◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　https://www.lotus21.co.jp/ta

未公開 判決事例紹介

資産政策を巡る会計士に対する損害賠償請求事件

東京地裁、会計士に善管注意義務違反なし



本誌1136号40頁で紹介した損害賠償請求事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

〇上場を目指した会社（原告）が資本政策を巡り、コンサルティング業務委託契約を締結した公認会計士（被告）に対して提起した損害賠償請求事件（令和6年（ワ）第23524号）。東京地方裁判所（高橋貞幹裁判官）は令和8年2月19日、株式や新株予約権の払込金額等の募集事項は、原告の株主総会やその委任を受けた取締役の決定事項であるとし、被告の公認会計士の行為は業務委託契約上の善管注意義務に違反するものとは認められないと判断し、原告の請求を棄却した。

主　文

1　原告の請求を棄却する。

2　訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1　請求

被告は、原告に対し、1331万2412円及びこれに対する令和6年9月8日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2　事案の概要

本件は、公認会計士である被告との間でコンサルティング業務委託契約（以下「本件業務委託契約」という。）を締結した原告が、①被告が、M（以下「M」という。）及びP株式会社（以下「P社」という。）が原告に出資した直後に原告の株式評価額を3倍強に引き上げ、原告の代表取締役であるF（以下「F」という。）とM及びP社の株式保有数を同数にする資本政策を作成し、原告の利益のために業務を行わず、Mサイドの利益のために業務を行っていた、②上記の原告の株式評価額の引上げにより、Mから原告の新株予約権の譲り受けることを予定していた被告が低い新株予約権行使価額で原告の株式を入手する一方、原告は低い新株予約権行使価額で被告に株式を付与することとなり、利益相反行為である、③被告が、法人税の青色申告やその承認申請手続に関する説明をしなかった、④被告が、本件業務委託契約の委託業務に関する被告の作業内容及び作業時間の報告書を原告に提出しなかった、⑤被告が、Fが原告に新株予約権行使の対価として特許権を現物出資した場合のFの課税リスクについて説明をしなかったとし、上記③によって原告が青色申告による欠損金の繰越をした場合の減税相当額1131万0412円の損害を被り、上記①、②、④及び

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ